

TOPICS 1
トピックス

所得税の確定申告 市・府民税の申告

2月6日から3月15日まで

昨年分の所得について、所得税の確定申告と市・府民税の申告の受付、相談を2月6日から3月15日まで行います。また、今年度は地震・台風等により被災した人の雑損控除等の相談専用窓口を開設します（下表参照）。期限内に必ず申告してください。



所得税 茨木税務署 ☎ 623・1131

所得税の申告が必要な人

給与の収入金額が2千万円を超える人、給与を1か所から受け、給与所得や退職所得以外の合計所得額が20万円を超える人、給与を2か所以上から受け、年末調整しなかった給与収入金額と、給与所得や退職所得以外の合計所得額が20万円を超える人、公的年金収入金額が40万円を超える人（詳細は左ページ参照）等

確定申告で税金が戻ってくる人

次のいずれかに当てはまる人は、確定申告をすると、源泉徴収された税金が還付される場合があります。①災害や盗難、横領により住宅や家財等の資産に損害を受けた人、②病気やけが等で多額の医療費を支払った人、③住宅ローン等でマイホームの新築・購入・増改築等をした人

申告の受付・相談日程

| 内 容 | とき(土・日曜日、祝日除く) | | ところ |
|---------------|--------------------|-----------------------------|------------------|
| 市・府民税の申告 | 2/6(水)～3/15(金) | 9:00～17:00 | 市役所南館 10階大会議室 |
| 所得税確定申告 | 2/6(水)～14(木) | 9:30～15:00 (14日は14:00まで) | 福祉文化会館 303 ※1 |
| | 2/18(月)～3/15(金) ※2 | 9:00～16:00 | 茨木税務署 |
| 税理士による地区相談 ※3 | 2/28(木) | 9:30～11:00 | 庄栄コミュニティセンター |
| | | 13:00～15:00 | |

注意事項

- ◎混雑の状況により受付を早めに締め切る場合があります（初日は特に混雑します）。
- ◎期間中は公共交通機関をご利用ください。
- ◎土地・建物・株式等を売却した所得、山林所得、贈与税や相続税に関する相談は茨木税務署へ。
- ※1 地震・台風等により被災した人の相談専用。
- ※2 2/24・3/3も実施。
- ※3 確定申告書は税理士との相談後、提出可能（税務署受付印は押印しません。提出のみは不可）。雑損控除等の相談は行いません。

茨木税務署からのお知らせ

復興特別所得税の記載漏れにご注意を

所得税の確定申告書の復興特別所得額の記載漏れのないようご注意ください。還付申告も含め、申告する全員が必要です。

国外財産調査書、 財産債務調査書の提出を

昨年12月31日時点で5千万円を超える国外財産を有する人は、国外財産調査書を3月15日までに提出してください。また、確定申告が必要な人で、昨年分の所得金額が2千万円を超え、昨年12月31日時点で3億円以上の財産または1億円以上の有価証券等を有する人は、財産債務調査書を3月15日までに提出してください。詳細は国税庁ホームページ参照。

医療費控除には明細書が必要

医療費控除には医療費控除の明細書の添付が必要です。医療費の領収書は提出不要ですが、領収書は自宅で5年間保存してください。また、健康保険組合等が発行する医療費のお知らせ等の医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。詳細は国税庁ホームページ参照。

市・府民税 市市民税課 ☎ 620・1614

確定申告をすれば市・府民税の申告は必要ありません。確定申告をしておらず、次のいずれかに該当する人は申告が必要です。

給与所得があり申告が必要な人

勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない人、給与を2か所以上から受けた人、給与所得以外に所得があった人、医療費等の控除を受けようとする人等

給与所得がなく申告が必要な人

公的年金を受給している人（左記参照）。

なお、昨年中に収入が無かった人、給与収入のみで100万円以下の人、失業保険・遺族年金・障害年金のみ受給の人は申告の義務はありませんが、国民健康保険料の算定や年金等の給付手続き等に必要なのは申告してください。申告がない場合、所得証明書（非課税証明書）が発行できない場合があります。市・府民税申告書が必要な人には送付しますので、ご連絡ください。

公的年金（遺族年金、障害年金除く）を受給している人

昨年中の公的年金収入のみの金額（複数の場合は合計額）が
65歳以上（1月1日時点）：155万円以上
65歳未満（1月1日時点）：105万円以上

はい いいえ いいえ

源泉徴収税額が0円（下図D）

確定申告をすることで、所得税の還付が受けられます。

市・府民税の申告、確定申告は不要

公的年金収入金額が400万円以下で（下図D）、その他の所得金額が20万円以下

確定申告をしてください

はい

1 年金から天引きされている社会保険料のほかに支払った保険料（国民健康保険料等）がある（下図B）

2 年金の源泉徴収票に記載された扶養控除、障害者控除、寡婦控除に変更がある（左図C）

公的年金等の源泉徴収票

The diagram shows a source tax slip with four red boxes labeled A, B, C, and D. Box A is in the 'Deductions' column, B is in the 'Social Security Contributions' column, C is in the 'Other Deductions' column, and D is in the 'Total Tax' column.

3 生命保険料、地震保険料、医療費、寄附金等を控除額に反映させたい

1~3のいずれかに当てはまる

1~3のいずれにも当てはまらない

源泉徴収税額が0円（上図D）

市・府民税の申告は不要

はい

いいえ

市・府民税の申告をしてください

確定申告をすることで、所得税の還付が受けられる場合があります。

市・府民税申告書を自宅のパソコンで作成できます

税額シミュレーションシステムを利用すると、税額の試算、市・府民税申告書の作成が自宅のパソコンでできます。作成した申告書は、印刷して郵送で提出できます。詳細は市ホームページ参照。



不審な電話や振り込め詐欺等にご注意を

税務職員が還付金受取や国税の納税のために、ATMの操作を求めるとや金融機関の口座を指定して振り込みを求めることはありません。ご注意ください。

そのほかのお知らせ

確定申告書にはマイナンバーの記載を

昨年分の確定申告書にはマイナンバーの記載と申請者の本人確認書類の提示または写しの提出が必要です。
☎ マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120・95・0178

申告書の作成は自宅で

申告会場は大変混雑します。国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー等で申告書等を自宅で作成し、インターネットで送信するか、郵送等で提出してください。

また今年から、スマホやタブレット端末からも申告書を作成し、e-Taxで電子申告が可能となりました（IDとパスワードの事前取得要）。
☎ Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570・01・5901

TOPICS
トピックス 2

麻しん風しん混合（MR）・風しんワクチンの接種費用助成の対象者を拡充

市では、風しんの流行を受け、現在実施しているMR（麻しん風しん混合）・風しんワクチンの接種費用助成事業の対象に、妊娠を希望する女性または妊婦の同居人を追加しました。



時 1/21～3/31の接種分、**対**風しん抗体検査の結果、抗体価が十分でなくワクチン接種が必要と判定された人のうち、次のいずれかに該当する市民、①妊娠を希望する女性、②①の配偶者、③妊婦の配偶者、④①または妊婦の同居人、**¥**上限8,000円（1回のみ）、**備**過去5年以内に抗体検査をしたことがある人は受検不要、妊婦は接種不可、接種は各医療機関で、接種費用はいったん全額自己負担（費用は医療機関によって異なる）、**申**申請書（こども健康センターで配付、市ホームページからダウンロード可）、風しん抗体検査の結果がわかるもの（妊娠中の結果可）、接種済証、領収書、本人名義の預金通帳、印鑑、母子健康手帳等を直接、同センター窓口☎621・5901

麻しん風しん混合の第2期の予防接種を

麻しん（はしか）は感染力が極めて強く、重症化する場合があります。麻しんには特別な治療がなく、予防接種が最も効果があるとされています。風しんの感染力は麻しんほど強くはありませんが、大人になってからかかると重症になる場合があります。また妊娠初期にかかると赤ちゃんに先天性の心疾患、難聴、白内障等の病気を起こす可能性があります。予防接種で防ぐことができます。

- と き** 3/31(日)まで
- と ころ** 市内委託医療機関
- 対 象** 平成24年4/2～25年4/1生まれ
- 備 考** 期間を過ぎると費用要（1万円程度）
- 問合先** 同センター

TOPICS
トピックス 3

市制施行70周年記念映画「葬式の名人」へのご支援ありがとうございました

本市名誉市民である川端康成の名作群をモチーフにしたオール茨木ロケの映画「葬式の名人」の製作に際し、多くの皆さんから2,400万円を超えるご寄附をいただきました。ありがとうございました。ご支援は、映画の製作やプロモーション等に活用し、今後、この映画が本市の新たな魅力となるよう取り組んでいきます。☎まち魅力発信課☎620・1602



撮影の様子

TOPICS
トピックス 4

禁煙表示の協力店舗・施設を募集

市では、禁煙化をさらに進めていくため、建物内全体の全面禁煙に取り組む店舗・施設を募集します。全面禁煙宣言をした店舗や施設には禁煙ステッカーを配付します。また、全面禁煙に取り組む店舗・施設等は市・府ホームページ等でお知らせします。

対建物内全体（ベランダ・屋上・食堂・喫茶店・職員控え室等含む）が終日全面禁煙（分煙不可）の店舗・施設、**備**ビルの1フロアを賃借している場合はフロアが禁煙なら可、**申**申請書（市ホームページからダウンロード）を、郵送・ファックスまたはメールで、〒567-0031 春日三丁目13-5、保健医療課☎625・6685、FAX 625・6979、☒hokeniryo@city.ibaraki.lg.jp

